

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事等競争入札参加者資格名簿に関する規則

平成 16 年 3 月 29 日

規則 第 3 号

改正 平成 18 年 1 月 25 日 規則第 4 号

福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事等入札指名人に関する規則（平成 5 年規則第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の競争入札参加者資格名簿について、必要な事項を定める。

（入札競争参加者資格名簿について）

第 2 条 組合が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、及び設計の委託並びに物件の買入れその他管理者が定める契約（以下「建設工事等」という。）の競争入札参加者資格名簿については、福井坂井地区広域市町村圏事務組合契約規則（平成 16 年規則第 2 号）第 19 条の規定により組合を構成する市町の競争入札参加者資格名簿をもって準用する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 25 日規則第 4 号）

この規則は、平成 18 年 2 月 13 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定中「（清掃センターの建設工事等については、清水町及び越廼村を除く。）」を削る部分は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。